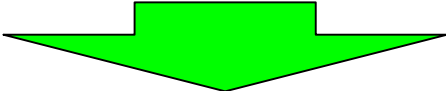


# 証券取引法等の一部を改正する法律

「証券市場の改革促進プログラム（14年8月6日発表）」等に盛り込まれた事項について、「誰もが投資しやすい市場の整備」、「効率的で競争力のある市場の構築」のため、投資家保護の観点も踏まえて金融審議会の報告に基づき、以下の制度整備を行う（平成15年5月30日公布）。



**投資家が証券取引を行うことのできる店舗の拡充・多様化等を図るため、証券会社の委託を受けて顧客との仲介を行う証券仲介業制度の導入**  
 （平成16年4月1日施行）

（米国の事例）

- ・ 米国の証券業者（ブローカー・ディーラー登録件数）は約7,000社あり、我が国の証券会社数（約300社）の約23倍。
- ・ 米国のブローカー業務を行う証券業者の8割程度が、自ら顧客口座を有さず投資アドバイスの提供、注文の仲介等の対顧客業務のみを行っている。



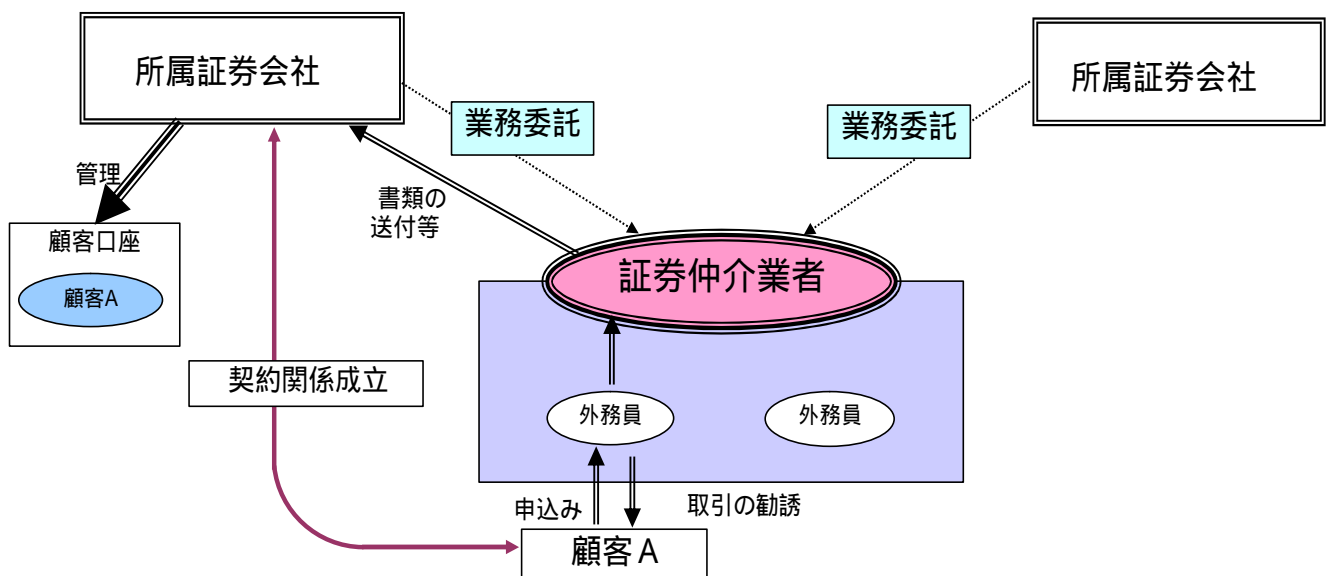
我が国においても同様の業務を専門に営める制度を導入する。

**（証券仲介業制度の骨格）**

証券会社と顧客の証券取引を仲介。（取引の勧誘等）  
 契約は証券会社の確認を経て、証券会社と顧客の間で成立。  
 証券仲介業者は顧客との間で金銭・有価証券の授受を行わない。  
 複数の証券会社との取引を仲介することも可能。  
 証券仲介業者が顧客に損害を与えた場合は、所属証券会社が責任を負う

**（証券仲介業に係る規制・監督）**

証券仲介業を行うに際して登録を行う  
 個人、法人を問わず営むことができる。  
 取引の勧誘を行う者に対し、一定の資質を求める（外務員試験の合格など）。  
 証券仲介業者に不適切な行為があれば、行政処分等を行う



## 協同組織金融機関による有価証券売買の書面取次ぎ業務の解禁 (平成 15 年 6 月 30 日施行)

現行

銀行のみが預金に付随するサービスとして、書面取次ぎ業務 (= 勧誘を行わずに顧客から書面で有価証券の売買注文を受けることができる。) を行える。

法改正

協同組織金融機関 も可能とする。

商工組合中央金庫、  
信金中央金庫及び信用金庫、  
労働金庫連合会及び労働金庫、  
全国信用組合連合会及び信用組合、  
農林中央金庫、  
農業協同組合連合会及び農業協同組合、  
漁業協同組合連合会及び漁業協同組合、  
水産加工協同組合連合会及び水産加工協同組合

## 資産管理・運用サービスの円滑な提供が行われるよう、証券会社の資産管理サービス(ラップ口座)の円滑な実施を可能とする制度を整備 (平成 16 年 4 月 1 日施行)

(米国におけるラップ口座の仕組み)

- ・ 顧客が一定額以上の投資資金を証券会社に預託。
- ・ 自分の判断で取引を行うことも資金運用を投資顧問会社に一任することも可能。
- ・ 顧客は証券会社に口座残高に応じた一定割合の手数料を支払う。(個別取引毎の手数料は徴収されない。)

(我が国の現行法制)

証券会社が投資一任業務を行う場合には、証券会社の自己勘定による売買の内容を書面により顧客に開示する義務が課されているが、自己売買を大規模に行っている証券会社にとっては過大な負担。一層投資家保護の実効性を高める方策が必要。

(制度整備)

証券会社の自己売買の書面開示義務を免除(証券会社の自己売買部門と投資一任業務部門の間の厳格なファイアーウォールの整備)。

## 証券会社、投資信託委託業者等に対する信頼を高めるため、主要株主(20%以上の議決権保有者)の適格性をチェックする制度の導入 (平成 16 年 4 月 1 日施行)

(仕組み)

- ・ 証券業等の登録等の際に主要株主(原則 20%以上の議決権保有者)の適格性(行政処分歴、犯罪歴等)を確認。
- ・ 業務開始後に主要株主となった者には、自ら適格者である旨の届出を義務付け。
- ・ 主要株主が不適格者である場合は、主要株主に対して売却命令。

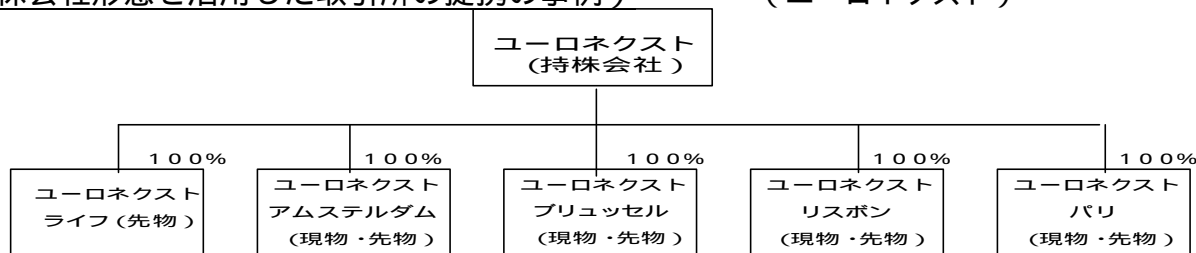
(注)・証券監督者国際機構(IOSCO)も、証券会社の株主の適格性をチェックする仕組みの導入を提言。

- ・ 銀行、保険会社においては、昨年 4 月に導入済み。

# 内外取引所のグローバルな展開に対応するため、取引所の持株会社制度を導入 (平成16年4月1日施行)

(持株会社形態を活用した取引所の提携の事例)

(ユーロネクスト)

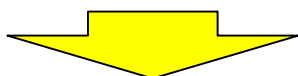


(注) 現物株式市場については、いずれの取引所会員からも他の取引所に対して直接注文が行える。

(我が国の現行制度)

取引所の総株主の議決権の5%超の取得・保有を一律に禁止

(取引所を子会社にもつ持株会社の設立は不可能)



(新制度)

(取引所の株主ルール)

主要株主 (原則 20%以上の議決権保有者) に対する認可制  
過半数の議決権の取得・保有の禁止 等

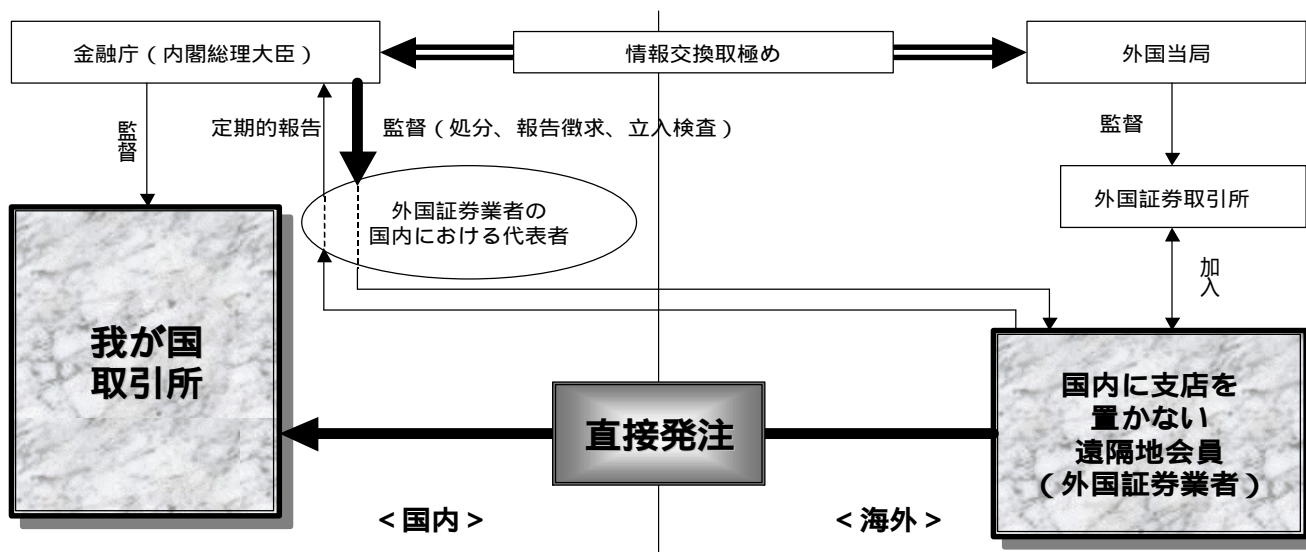
(取引所持株会社制度)

設立認可  
取引所と同様の株主ルール、監督 等

(その他)

証券及びその他の金融取引所相互間の資本提携も可能

# 取引所が海外に端末を設置し、海外からの注文を直接受注できる制度を導入 (平成16年4月1日施行)



(要件)

- 国内に代表者の設置
- 当局と外国当局との間での情報交換取極め (MOU等) の締結
- 我が国取引所と海外の証券取引所との間の情報提供等の協調の枠組み整備